

札幌市火葬場条例（昭和59年条例第9号）新旧対照表

現 行			改 正 後			備 考	
(使用料)			(使用料)			市民を無料とする規定の削除	
第3条 前条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。 <u>ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。</u>			第3条 前条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に掲げる使用料を納付しなければならない。				
(1) 死亡時本市に住所を有していた者の死体について、火葬炉を使用するとき。			(削る。)			「市内」「市外」料金を区分	
(2) 本市に住所を有する者が出産した死胎について、火葬炉を使用するとき。			(削る。)				
2 (省略)			2 (現行のとおり)				
別表			別表				
火葬炉	種類	単位	金額	区分			
	12歳以上の死体	1 体につき	<u>49,000円</u>	火葬炉 12歳以上の死体			
	12歳未満の死体	1 体につき	<u>40,000円</u>	1 体につき	<u>市内</u>	<u>16,000円</u>	
	死胎	1 体につき	<u>23,000円</u>		<u>市外</u>	<u>54,000円</u>	
	埋葬された死体	1 体につき	<u>12,000円</u>	12歳未満の死体	<u>市内</u>	<u>13,000円</u>	
	手足の指	1 キログラムまでごとにつき	<u>1,000円</u>		<u>市外</u>	<u>44,000円</u>	
	上記以外で焼骨が発生する人体の一部	1 キログラムまでごとにつき	<u>3,000円</u>	死胎	<u>市内</u>	<u>8,000円</u>	
焼却炉	胞衣産わい物	1 キログラムまでごとにつき	600円		<u>市外</u>	<u>25,000円</u>	
	上記以外で焼骨が発生しない人体の一部	1 キログラムまでごとにつき	600円	埋葬された死体	<u>市内</u>	<u>4,000円</u>	
					<u>市外</u>	<u>13,000円</u>	
焼却炉	胞衣産わい物	1 キログラムまでごとにつき	600円	手足の指	<u>市内</u>	<u>300円</u>	
	上記以外で焼骨が発生しない人体の一部	1 キログラムまでごとにつき	600円		<u>市外</u>	<u>1,000円</u>	
				上記以外で焼骨が発生する人体の一部	<u>市内</u>	<u>1,000円</u>	
					<u>市外</u>	<u>3,000円</u>	

特別控室	1室につき	<u>23,000円</u>
靈安室	1体 1時間まで ごとにつき	100円

(新設)

特別控室	1室につき	<u>市内</u>	<u>5,000円</u>
		<u>市外</u>	<u>23,000円</u>
靈安室	1体 1時間まで ごとにつき	100円	

備考

1 市内とは、次に掲げる場合をいう。

(1) 死亡者の死亡時の住所（死胎については、出産した者の住所）が本市に
ある場合

(2) 燃骨が発生する人体の一部を欠くこととなった者の住所が市内にある場
合

(3) その他市長が別に定める場合

2 市外とは、備考1の場合以外の場合をいう。